

文化振興に貢献

平成27年度秋田市文化章の受賞者が決まりました。市文化章は、芸術・学術、産業・経済、教育・スポーツなどの各分野で市の文化振興に大きく貢献したかたに贈られます。

表彰式は、11月9日(月)午後4時から秋田キャッスルホテルで行います。

音楽



わかまつ 若松 マキさん
(70歳・八橋)

全日本ピアノ指導者協会秋田支部長を務め、門下生から多くのピアニストを輩出するなど音楽教育の発展に功績をあげられています。昨年の国民文化祭では、企画委員長として「ピアノとオルガンの祭典 in アトリオン ピアノフェスティバル」を成功に導きました。

社会文化



ほり ゆういち 堀 祐一さん
(82歳・橋山)

秋田市竿燈协会会长として、伝統文化である竿燈の保存・伝承と観光振興に功績をあげられました。また、竿燈用の竹竿製作に力を入れ、独自の技で改良に取り組んだほか、観光PR用の特殊な竹竿の製作を行うなど、竿燈製作技法の伝承に尽力されています。

文芸(俳句)



いしだ おきあき 石田 冲秋さん
(本名 石田 修)
(70歳・保戸野)

石井露月らが創刊した「俳星」の主幹や石井露月顕彰全国俳句大会の選者を長く務め、後進の指導育成に尽力されました。また、秋田市俳句人連盟や秋田県俳句懇話会、俳人協会秋田県支部の活動を通じ、俳句文化の振興に功績をあげられました。

技芸(邦舞)



はなやぎ とよたけ 花柳 登代丈さん
(本名 齋藤陽子)
(71歳・泉)

日本舞踊協会秋田県支部長として企画運営や後進の指導育成に努め、邦舞文化の発展に功績をあげられています。昨年の国民文化祭「日本舞踊の祭典」では、企画委員長として新作の長唄「竿燈」の制作に取り組み、成功に導きました。

技芸(邦舞)



ふじま かずや 藤間 一寿綾さん
(本名 佐々木美穂子)
(67歳・大住)

日本舞踊藤間流の師範として後進の指導育成に努めるとともに、学校教育を通じ、伝統文化の継承・普及に功績をあげられています。昨年の国民文化祭「子ども邦舞邦楽フェスティバル」では、企画委員として全国でも例のない子ども主体の公演を実現しました。

踊る。秋田

International Dance Festival 2015
Baku Ishii & Tatsumi Hijikata memorial



石井 漠(秋田県立博物館提供)

石井 漠と土方 巽。舞踊・舞踏界の二人の天才を生み出した秋田を「舞踊・舞踏の聖地」として国内外に広く発信し、新たな才能を育てるための国際ダンスフェスティバル「踊る。秋田2015」を開催します。問い合わせ▼「踊る。秋田」実行委員会事務局☎(874)9037 ホームページ▶<http://www.odoru-akita.org>

シンポジウム「石井 漠、土方 巽の生み出した衝撃」 10月18日(日)午後2時、県民会館小ホール(ジョイナス)で 出演は、鈴木 晶さん(バレエ評論家)、乗越たかおさん(作家)ほか。入場無料。直接会場へどうぞ

舞踏ワークショップ 11月7日(土)・セリオンプラザで、8日(日)・国際教養大学で。いずれも午後1時

ダンス経験の有無を問わず、体を動かすことの楽しさを体験します。参加費各1千円。申し込みは公式ホームページから

*「踊る。秋田」の特別公演「イテピアン・クルー」「大駱駝艦」「あきたダンスコレクション」については、次回広報あきたでお知らせします。



雪

各種サービスご案内 への備えを万全に！

1 町内会へ軽トラックを無料で貸し出します

市民サービスセンターなどに軽トラックを配備し、町内会など、地域住民が除排雪作業を行う場合に、各地区コミュニティセンターなどに配置した小型除雪機の運搬や排雪用に貸し出します。燃料費は市が負担。
貸出時期▶12月から3月までの9:00～16:00(原則、半日単位で最大1日)。期間中の申し込みは、各地区コミセンか地域センターで受け付けます。
問い合わせ▶生活総務課☎(866)2036

2 個人所有の小型除雪機へ燃料を支給します

対象▶町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などを除雪する場合
支給量▶1団体当たり年度内の上限は400ℓ
支給時期▶作業時に随時(3月31日(木)まで)
申し込み▶12月1日(火)から道路除排雪対策本部(寺内字蛭根85-9)か各市民サービスセンターへ
問い合わせ▶道路維持課☎(864)3643

3 小型除雪機(ハンドガイド式除雪機)、歩行型ローダ、移動式融雪機を無料で貸し出します

対象▶12月から3月までに、町内会やボランティア団体などが、市の除雪対象路線のうち、地域の生活道路や歩道などを200ℓ以上除雪する場合
申し込み▶11月2日(月)から9日(月)までに道路維持課へ。☎(864)3643

4 空き地を小規模堆雪場にご提供ください

おおむね150㎡以上の住宅地内の空き地を、地域の堆雪場として町内会などに無償で貸していただいた場合、その土地の、翌年度の固定資産税の一部を免除します。
申し込み▶10月19日(月)から12月18日(金)までに道路維持課へ。☎(864)3643

上記②③④の申込書は同課ホームページから入手できます。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/cs/mt/>

5 高齢者宅へ雪寄せ(自宅敷地内)援助員を派遣します

高齢者軽度生活援助事業。降雪期になると手続きが混み合います。申し込みは早めをお願いします。
対象▶日常生活上の援助を要するおおむね65歳以上のひとり暮らしのかたなどで、雪寄せ援助が必要なかた
支援内容▶玄関から道路までの通路の雪寄せ。1週間に2回まで。利用料は1回1時間以内で300円
申し込み▶お住まいの地区の地域包括支援センターへ。「高齢者軽度生活援助事業」の申請が済んでいるかたは、秋田市シルバー人材センターへ。☎(863)5900
問い合わせ▶長寿福祉課☎(866)8760

6 道路豪雪対策本部設置時に屋根の雪下ろし費用を助成します

対象▶65歳以上の高齢者のみの世帯または65歳未満の障がい者のみの世帯(いずれも市民税非課税で持ち家に限る)で、自力での屋根の雪下ろしが困難な場合
 *障がい者には、特定疾患医療受給者証の交付を受けているかたも含まれます。また、65歳以上の高齢者と65歳未満の障がい者が同居する場合も対象になります。

助成額▶助成はひと冬1世帯1回。助成期間は来年3月末まで。雪下ろしのみの場合は、上限10,000円、雪下ろしと排雪の場合は、上限15,000円
申し込み▶65歳以上のかたは長寿福祉課☎(866)8760
 65歳未満の障がい者は障がい福祉課☎(866)2093

対策本部設置前でも、現地調査で家屋倒壊などの危険があると認められる場合は、助成対象となる場合がありますので、上の申込先へご連絡ください。

7 道路除排雪後の間口に残った雪のかたまりを寄せます(毎年事前登録が必要です)

対象▶市が除排雪作業を行う道路に面した戸建住宅にお住まいで、おおむね65歳以上の高齢者のみか身体の不自由なかたのみで、自力で雪寄せができない世帯(65歳以上の高齢者と身体の不自由なかたが同居する場合も含む)
事前登録▶10月19日(月)から30日(金)までに道路維持課へ。☎(864)3643

11月5日は津波防災の日

11月5日(木)10:00から約3分間、沿岸部7か所にある津波警報サイレン(右図▶マークの箇所)を一斉に鳴らします。災害ではありませんので、間違えないようにお願いします。

また、土崎消防署、下浜羽川でも同時にサイレンを鳴らします。

●**問い合わせ** 消防本部指令課☎(823)4265

同日10:00から、道の駅秋田港セリオン周辺で津波避難訓練を実施します。周辺道路の混雑などご迷惑をお掛けしますが、ご了承ください。防災安全対策課☎(866)2021

